

**第25期小山市農業委員会
第8回総会議事録**

令和6年1月25日

1. 開催日時 令和6年1月25日（木）午後1時30分から午後2時50分

2. 開催場所 小山市役所6階 大会議室

3. 出席委員 19人

会長 19番 大塚 稔（議長）

1番 保坂 健司

2番 篠原 和香子

3番 篠崎 巖

4番 永嶋 朋子

5番 鶴見 礼夫

6番 田口 正剛

7番 玉野 一雄

8番 寺田 仁一

9番 黒崎 照男

10番 本橋 信男

11番 舘野 強志

12番 菅沼 正治

13番 杉山 力

14番 山口 誠英

15番 山本 光康

16番 石川 政道

17番 野原 重雄

18番 柏瀬 勝彦

5. 付議事件

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 非農地証明願について
議案第5号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）
議案第6号 農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について
議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）

- 報告第1号 栃木県農業会議意見聴取の会長専決処理案件について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について

6. 出席職員

農業委員会事務局

	事務局長	高橋	信雄
農地調整係	係長	高山	芳雄
	主査	金澤	卓哉
	主事	渡辺	駿介
農地利用最適化推進係	係長	中村	俊也
	主査	田熊	友裕

農政課

農業振興係	係長	渡邊	拓也
	主事	堀口	里奈
	主事	渡辺	康太郎

事務局	総会開会にあたり、出席委員数をご報告申し上げます。ただいまの出席委員数は19名であります。農業委員会法第27条第3項の規定により過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。開会に先立ちまして、大塚会長にご挨拶をお願いいたします。
会 長	(会長挨拶)
事務局	ありがとうございました。小山市農業委員会総会規則第5条により、総会議長は会長が務めることになっておりますので、大塚会長にこれよりの議事進行をお願いいたします。
議 長	ただいまより、第8回総会を開会いたします。お手元の議事日程に基づきまして、議事を行っていきたいと思います。 初めに、議事録署名人の選出を行いたいと思います。いかによう選出したらよろしいかお諮りします。 (議長一任との声あり)
議 長	それでは、7番玉野一雄委員、11番館野強志委員を議事録署名人に任命いたします。よろしくをお願いいたします。 なお、会議の書記につきましては、農業委員会事務局の金澤主査を指名いたします。 それでは議事に入ります。お手元の議案書をご覧ください。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第1号 農地法第3条農地等の権利移動に関する許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。 議案書の2～3ページ、別紙位置図1～4ページをご覧ください。 今回は、6件の申請がございました。 まず、番号1番につきまして、ご説明申し上げます。 こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。 対象農地は : 田1筆 面積 1,164㎡ 権利取得後の経営面積は : 2,484a 農機具等の保有状況は:トラクター、田植機、コンバインを所有しており 労働力は: 2人 申請地は、自宅から8kmのところに位置する農地です。 以上が1番でございます。 続きまして、番号2番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 畑1筆 面積 27㎡

権利取得後の経営面積は : 117a

農機具等の保有状況は:トラクター、田植機、コンバインを所有しており

労働力は: 2人

申請地は、自宅から40mのところに位置する農地です。

以上が2番でございます。

続きまして、番号3番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 田9筆 面積 5,380㎡

権利取得後の経営面積は : 79a

農機具等の保有状況は:トラクター、田植機、コンバインを所有しており

労働力は: 3人

申請地は、自宅から3kmのところに位置する農地です。

以上が3番でございます。

続きまして、番号4番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 田3筆 面積 5,369㎡

権利取得後の経営面積は : 522a

農機具等の保有状況は:トラクター、田植機、コンバインを所有しており

労働力は: 4人

申請地は、自宅から2kmのところに位置する農地です。

以上が4番でございます。

続きまして、番号5番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 畑1筆 面積 509㎡

権利取得後の経営面積は : 55a

農機具等の保有状況は:耕運機、噴霧器等を所有しており

労働力は: 2人

申請地は、自宅から1.5kmのところに位置する農地です。

以上が5番でございます。

続きまして、番号6番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは贈与による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 畑6筆 面積 11,459㎡

権利取得後の経営面積は : 1, 216 a
農機具等の保有状況は:トラクター、田植機、コンバインを所有しており
労働力は: 8人
申請地は、自宅から500mところに位置する農地です。
以上が6番でございます。

以上、6件の案件につきまして、受け人の農業機械・労働力・技術・通作距離等に問題が無く、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。また、受付後、申請書類及び添付書類を点検・補正し、現地調査を行うなどしましたところ、問題はございませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

8番 番号1番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

申請地は一筆当たりの面積が小さいために耕作が難しい農地であるため、昨年耕作者から返却された農地です。

近くの大字に住んでいる受け人に相談したところ、売買することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

11番 番号2番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

申請地は、渡し人の名義ではありますが、以前から、受け人が隣地と一体的に耕作していました。今後も受け人が耕作していく意欲があるため、名義を自身にしたいということで話を持ち掛けたところ、売買することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

10番 番号3番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

渡し人は農地を相続しましたが、農業を行っておらず、農地管理に苦慮しておりました。

どなたかに譲渡したいと考え、受け人に相談したところ、売買することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

5番 番号4番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買

に関する案件です。

渡し人は農業を行っておらず、農地管理に苦慮しておりました。

どなたかに譲渡したいと考え、不動産業者などに相談しておりましたが、農地を拡大するために土地を探していた受け人へ売買することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

10番

番号5番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

渡し人は、住まいが市外のため農地の管理が難しく、農地の処分を検討していました。

農地について不動産業者に相談していたところ、受け人を紹介され、相談をしたところ、農地を購入することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

9番

番号6番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による贈与に関する案件です。

申請地については、以前から、受け人と渡し人の間で使用貸借権を設定しており、一体的に耕作していました。今後も耕作していく意欲があるため、名義を自身にしたいということで話を持ち掛けたところ、贈与することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

19番

10aあたりの単価が低い申請があるが、何か特別な理由がありますか。

事務局

申請人から詳しく伺ったわけではないが、申請地が比較的荒れていることが原因であると推察しております。

8番

申請地は一筆当たりの面積が小さいために耕作が難しい農地であるため、以前の耕作人から返却された農地です。今回の受け人は隣接する農地と一緒に使う予定であるため問題ないが、申請地単独では耕作しづらい農地であることも原因の一つと思われます。

議長

質疑はありませんか。

(特になし)

議長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決すること、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書4ページ、別紙位置図5ページでございます。

今回は、1件の申請がございました。1月18日に調査委員会3班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、貸駐車場でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆 面積812㎡の内406㎡。

申請の理由ですが、申請地の南側にある法人事務所が増員する予定ですが、敷地内の駐車場は営業車や来客の出入りも多く駐車場が不足するため、事業所からも近く適地であることから今回の申請に至ったとのこと。

申請地は水道管、下水道管が埋設された沿道にあり、500メートル以内に医療施設が2つ以上あるため第3種農地に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水、排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、東・北側は畑。西側は宅地、南側は道路、農地との境界にL型擁壁で土留めして被害防除することです。

以上が1番でございます。

以上1件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員である私が補足説明を行います。

19番

番号1番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

駐車場として借用する予定の法人は従業員の増員に伴い駐車場が不足することから駐車場の確保を計画しました。申出地は事業所から近く、業務の効率化に寄与することで駐車場に適し

ていることから、申請に至ったとのこと。事務局の説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われます、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

（特になし）

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。
議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決すること、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声あり）

議 長 「異議なし」と認め、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。
議案書4、5ページ、別紙位置図5～8ページでございます。
今回は、8件の申請がございました。1月18日に調査委員会第3班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番、2番をご覧ください。

転用の目的は、店舗敷地でございます。

転用しようとする土地は、畑3筆、面積4,694.02㎡。

賃貸借を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、申請人は不動産の管理売買等を業とする法人です。道路交通が活発である新4号国道沿いにドライバーの休憩施設を作ることによってドライバーへのサービス向上と安全運転に繋がること、地域住民の需要がある地域であるため、今回の申請に至ったとのこと。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、国道の沿道沿いでの休憩施設を目的とした転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は農業集落排水。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、農地は無し。

資金計画につきましては、全体事業費4,499万円で、自己資金で賄うとのことで、残高証明書が添付されております。

以上が1、2番でございます。

次に、番号3番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑3筆、面積371.02㎡。

売買を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、申請人は宇都宮市内のアパート夫婦で暮らしています。将来を見据え自己用住宅の建築を計画しました。申請地は妻の実家から近く協力を得られることから適地であり、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は合併浄化槽処理後水路へ放流とのことで、国分寺土地改良区からの同意を得ております。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北・西側は畑、南側は道路、西側は畑。畑との境にはコンクリートブロックを設け防除するとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費3,500万円で、自己資金で賄うとのことで、残高証明書が添付されております。

以上が3番でございます。

次に、番号4番をご覧ください。

転用の目的は、宅地分譲でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積669㎡。

売買を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人は不動産業を業とする法人です。近隣市町村において宅地分譲を造成してきました。申請地の周辺は住宅地が散在しており、他分譲地にも近接しております。住環境がよいため、建売分譲に適していることから、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は合併浄化槽処理後県側溝へ放流。雨水は雨水浸透層で排水処理。

周辺の隣地状況ですが、北・東側は山林、南側は宅地、西側は道路。周りにはL字擁壁を設け防除するとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費4,900万円で、自己資金で賄うとのことで、残高証明書が添付されております。

以上が4番でございます。

次に、番号5番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、田1筆、面積485㎡。

使用貸借を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、申請人はアパートで夫婦と子3人で暮らしており、子どもの成長に伴い、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家の隣接地であり、子育ての協力を得られ自己用住宅の建築に適していることから適地であり、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は合併浄化槽処理後水路へ放流とのことで絹土地改良区からの同意を得ております。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、東・南側は田、北・西側は道路、農地との境には擁壁を設けて防除するとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費4,410万円で、自己資金と融資で賄うとのことで、残高証明、融資証明書が添付されております。

以上が5番でございます。

次に、番号6番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、田1筆、面積465㎡。

贈与を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、申請人はアパートで夫婦と子3人で暮らしており、子どもの成長に伴い、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家の隣接地であり、子育ての協力を得られ自己用住宅の建築に適していることから適地であり、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は農業集落排水。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、東側は水路、南側は道路、北・西側は田、農地との境には植栽を設けて被害防除するとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費3,410万円で、融資で賄うとのことで、融資証明書が添付されております。

以上が6番でございます。

次に、番号7番をご覧ください。

転用の目的は、農業用倉庫、車両置場でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積732㎡。

使用貸借を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、申請人は兼業で営農していますが、トラクター、耕運機を保管できる倉庫がありません。また、事業用のダンプを保管できる場所も無いことから、倉庫の建築と車両置場の設置を計画しました。申請地は実家の隣接地であり、適地であり、今回の申請に至ったことです。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水、排水は無し。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、東側は畑、西側は道路、北・南側は宅地。農地との境には保安距離を設けて被害防除するとのこと。

資金計画につきましては、全体事業費380万円で、自己資金で賄うとのこと、残高証明が添付されております。

以上が7番でございます。

次に、番号8番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積491㎡。

贈与を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、申請人はアパートで夫婦と子3人で暮らしており、子どもの成長に伴い、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家の隣接地であり、子育ての協力を得られ自己用住宅の建築に適していることから適地であり、今回の申請に至ったとのこと。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は共同水道、排水は農業集落排水。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、東側は宅地、北・西側は畑、南側は道路。農地との境には植栽、フェンスを設けて防除するとのこと。

資金計画につきましては、全体事業費4,000万円で、融資で賄うとのこと、融資証明書が添付されております。

以上が8番でございます。

以上8件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

9 番

番号1番2番について、関連がありますので併せて補足説明いたします。

受け人は不動産業を営んでいます。申請地は交通量の多い新4号国道の沿道にあり、トラックドライバーの休憩施設に適していることから、建築地に適しております。事業を行う法人も決定しており、申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

16番

番号3番について、補足説明いたします。

受け人は、現在市内の社宅で生活しておりますが、将来を考え、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は妻の実家からも近く生活の協力も得られ、十分な敷地面積を確保できることから、適地であるため、申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

11番

番号4番について、補足説明いたします。

受け人は、不動産業を業とする法人です。新たな建売分譲を計画したところ、申請地の周辺は住宅街になっており、市街化区域にも近い地域であることから、建売分譲に適しているため、今回の申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

13番

番号5番について、補足説明いたします。

受け人は、現在市内アパートに夫婦2人子ども1人で生活しておりますが、子どもの成長に伴い、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家に隣接しており近く子育ての協力を得られることから、建築地に適しており、申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

13番

番号6番について、補足説明いたします。

受け人は、現在下野市内のアパートに夫婦2人子ども1人で生活しておりますが、子どもの成長に伴い、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家に隣接しており近く子育ての協力を得られることから、建築地に適しており、申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

1番

番号7番について、補足説明いたします。

受け人は、兼業農家として畑作と農業用倉庫の建築工事を行う仕事を行っておりますが、トラクター、耕運機やトラック等の保管場所が不足しております。また、近年盗難の危険性が増しているため、敷地内にトラクター、耕運機やトラック等を保管できる施設を計画しました。申請地は自宅に隣接しているため、建築地に適しており、申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

8番

番号8番について、補足説明いたします。

受け人は、結婚して以来アパートで生活してきましたが、子どもの就学に伴い、自己用住宅

の建築を計画しました。申請地は実家に近く子育ての協力を得られることから、建築地に適しており、申請に至ったとのことでした。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

（特になし）

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。
議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決すること、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声あり）

議 長 「異議なし」と認め議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号「非農地証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 非農地証明願について、ご説明申し上げます。
議案書6ページ、別紙位置図9、10ページでございます。
今回は、4件の申請がございました。1月18日に調査委員会第3班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

願出地は、畑1筆、面積552㎡。

願出の理由ですが、願出地は平成12年頃から宅地として利用されてきました。土地の調査をしたところ願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、空中写真により、少なくとも23年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が1番でございます。

次に、番号2番をご覧ください。

願出地は、畑1筆、面積204㎡。

願出の理由ですが、願出地は平成11年頃から食堂として利用されてきました。このたびの議案2号1番、2番で採決された店舗敷地を建てようとしたところ願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、公正証書により、少なくとも24年以上宅地・雑種地として使用されてきたこと

を確認しております。

以上が2番でございます。

次に、番号3番をご覧ください。

願出地は、畑5筆、面積958㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和52年頃から宅地として利用されてきました。土地の調査をしたところ願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、空中写真により、少なくとも46年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が3番でございます。

次に、番号4番をご覧ください。

願出地は、田1筆、畑2筆、面積668㎡。

願出の理由ですが、願出地は平成12年頃から宅地として利用されてきました。土地の調査をしたところ願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、空中写真により、少なくとも23年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が4番でございます。

以上4件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

3 番

番号1番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、平成12年頃から住宅敷地として利用されてきました。土地の調査を行ったところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことです。

非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

9 番

番号2番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、平成11年頃から店舗敷地として利用され、店舗を壊した後も雑種地として利用されてきました。新たに店舗を建てるために調査を行ったところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことです。

非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

1 2 番	番号3番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。 願出地は、昭和52年頃から住宅敷地として利用されてきました。土地の調査を行ったところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのこと。 非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
5 番	番号4番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。 願出地は、昭和55年頃から住宅敷地として利用されてきました。相続の際に土地の調査を行ったところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのこと。 非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。 (特になし)
議 長	これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。 議案第4号「非農地証明願について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なしとの声あり)
議 長	「異議なし」と認め議案第4号「非農地証明願について」、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第5号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）」を審議いたしますが、この案件は、市農政課から意見聴取を求められている案件ですので、農政課職員の出席を求めます。 (農政課職員入室)
議 長	それでは、議案第5号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）」について事務局の説明を求めます。
事務局	議案第5号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更（重要変更）につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書7ページ、別紙位置図11、12ページでございます。

この案件は、市農政課に申出のあった、農業振興地域の農用地区域からの除外につきまして、農業委員会の意見を求められております。

今回は3件の申出がございました。

それでは、番号1番をご覧ください。

変更する用途は、一般住宅でございます。

変更する農地は、畑1筆、面積1,332㎡の内499.87㎡。

申出の理由ですが、申出者は夫婦2人でアパートに暮らしてきましたが、将来を考え自己用住宅の建築を計画しました。申出地は実家から近く、高齢の母の面倒を見ること都合よく、自己用住宅の建築に適していることから今回の申出に至りました。

申出地は、宅地、雑種地及び山林に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

申出地は集団的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が1番でございます。

つづきまして、番号2番をご覧ください。

変更する用途は、一般住宅でございます。

変更する農地は、畑1筆、面積1,495㎡の内498.52㎡。

申出の理由ですが、結婚して以来アパートで暮らしてきましたが子どもの出産を考え、自己用住宅の建築を計画しました。申出地は実家に隣接しており、子育ての協力得られ、自己用住宅の建築に適していることから今回の申出に至りました。

申出地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、既存集落からしみ出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

申出地は集団的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が2番でございます。

つづきまして、番号3番をご覧ください。

変更する用途は、一般住宅でございます。

変更する農地は、畑1筆、面積457㎡。

申出の理由ですが、結婚して以来アパートで暮らしてきましたが子どもの出産を考え、自己用住宅の建築を計画しました。申出地は実家に隣接しており、子育ての協力得られ、自己用住宅の建築に適していることから今回の申出に至りました。申出地は、10ヘクタール以上の広

がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、既存集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

なお、申出地は集团的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が3番でございます。

以上、3件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

1 番

番号1番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申出人は、結婚して以来アパートに居住してきましたが、自己用住宅の建築を計画しました。申出地は実家から徒歩2分程度の距離にあり、母親の面倒をみることもできることから適地であり、申出に至ったとのこと。

なお、申出地は集团的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと思われます。

事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

9 番

番号2番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申出人は、結婚して以来アパートに居住してきましたが、子どもの出産に伴い自己用住宅の建築を計画しました。申出地は申出人の実家に隣接しており、子育ての協力を得られ、自己用住宅の建築に適していることから、申出に至ったとのこと。

なお、申出地は集团的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと思われます。

事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

9 番

番号3番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申出人は、結婚して以来アパートに居住してきましたが、将来を考え自己用住宅の建築を計画しました。申出地は申出人の実家に隣接しており、自己用住宅の建築に適していることから、申出に至ったとのこと。

なお、申出地は集团的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと思われます。

その他、ただいまの事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長	ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。 （特になし）
議 長	これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。 議案第５号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）」に係る意見聴取を行った結果、農業委員会として、原案のとおり変更を承認する旨、答申することにご異議ございませんか。 （異議なしとの声あり）
議 長	それでは、議案第５号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）」について、農業委員会として原案のとおり変更することを承認する旨、小山市長に意見を提出いたします。 農政課職員は退席してください。 （農政課職員退室）
議 長	次に、議案第６号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、審議いたしますが、その中に委員に関する案件があります。 これは、農業委員会等に関する法律第３１条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、この案件を先に審議したいと思いますよろしいでしょうか。 （異議なしとの声あり）
議 長	それでは、はじめに議案第６号の利用権設定分のうち、９ページ記載の番号１６番及び１７番は 杉山力委員に関する案件ですので、杉山委員は、一旦退出願います。 （杉山委員 退出）
議 長	議案第６号の利用権設定分のうち番号１６番及び１７番について、事務局の説明を求めます。
事務局	（議案書の内容を読み上げる）
議 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第6号の利用権設定分のうち番号16番及び17番について、原案のとおり決すること
に、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め議案第6号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定につ
いて」の利用権設定分のうち番号16番及び17番について、原案のとおり可決いたします。
杉山委員は入場してください。

(杉山委員 入場)

議 長

続きまして、議案第6号の所有権移転分の番号1番、並びに利用権設定分のうち番号1番か
ら15番、及び18番から33番について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案書の内容を読み上げる)

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、
順次、発言願います。

(特になし)

議 長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第6号の所有権移転分の番号1番、並びに利用権設定分のうち番号1番から15番、及
び18番から33番について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め議案第6号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定につ
いて」の所有権移転分の番号1番、並びに利用権設定分のうち番号1番から15番、及び18
番から33番について、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画
案について（再配分）」について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案書の内容を読み上げる)

議 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。 (特になし)
議 長	これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。 議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なしとの声あり)
議 長	「異議なし」と認め議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」について、原案のとおり可決いたします。 報告第1号から第4号について事務局の説明を求めます。
事務局	(報告書の内容を読み上げる)
議 長	以上で、本日の議題・報告はすべて終了いたしました。 以上をもちまして、第8回総会を閉会いたします。